

6川健国福第466号  
令和6年8月14日

一般社団法人 川崎市薬剤師会  
会長 伊藤 啓 様

川崎市長 福田 紀彦  
(公印省略)

「**障**医療証」の更新について (依頼)

立秋の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、川崎市重度障害者医療費助成事業に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在本事業の対象者がお持ちの医療証は、本年9月30日をもって有効期限を迎えるため、10月以降も引き続き対象となる方に対し、9月中に新医療証を交付する予定です。

新医療証の概要は次のとおりですので、その取扱いについて貴会会員に御周知くださいますようお願いいたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 対象となる事業 | 重度障害者医療費助成事業の対象者  |
| 2 有効期間    | 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで、ただし、令和7年9月30日よりも前に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。<br>また、令和7年9月よりも前に身体障害者手帳に再認定年月がある場合には、再認定年月の月末まで有効とします。 |
| 3 新医療証の紙色 | うぐいす色 (旧医療証：うすだいだい色)  |
| 4 刷り色     | 黒色 (旧医療証も同じ)  |

(健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課担当)

電話 200-2696